

南あわじ市社会福祉協議会相談支援事業所重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、相談支援事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して児童福祉法に基づく相談支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として通所受給者証において、相談支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

【目次】

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に関する留意事項
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について
9. 損害賠償保険への加入
10. 苦情等の受付について

社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会相談支援事業所

当事業所は児童福祉法の指定を受けています。

(南あわじ市指定 第 2871700015 号)

1. 事業者

名称	社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会
所在地	兵庫県南あわじ市広田広田 1064 番地
連絡先	電話 0799-44-3007 FAX 0799-44-3037
代表者氏名	会長 阿 部 昌 弘
法人設立年月	平成 17 年 1 月 11 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童相談支援事業所 南あわじ市 2871700015 号
事業所の名称	南あわじ市社会福祉協議会相談支援事業所
事業所の所在地	兵庫県南あわじ市広田広田 1064 番地
電話番号	0799-44-3711
管理者氏名	新地 友美子
事業所の運営方針について	<p>① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な障害福祉サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとしします。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉のサービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。</p> <p>③ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるように努めるものとしします。</p>
開設年月	平成 23 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域

原則として南あわじ市
ただし、例外を認める場合の実施地域においても、交通手段の確保と経費は、通常利用と同じように、ご契約者（利用者）が負担するものとします。

4. 営業日と連絡先

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、祝祭日、12/29～1/3を除く)
営業時間内 (8時30分～17時15分の連絡先)	0799-44-3711
月～金曜日の上記以外の時間、土・日・祝日の連絡先	090-1445-4966

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	合計	常勤換算数	資 格 等
管理者	1	0	1	1	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員
相談支援 専門員	5	0	5	5	社会福祉士 介護福祉士 保育士 介護支援専門員

当事業所では、利用者に対して指定児童相談支援を提供する職員として、上記の職種を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容 (契約書第3条・第4条参照)

①児童発達支援利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育

等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して児童発達支援利用計画を作成します。

〈児童発達支援利用計画作成の流れ〉

- (1) 相談支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- (2) 利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料ならびに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援利用計画の原案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、作成した児童発達支援利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費・訓練等給付費の対象となるか否かを判断した上で、当該児童発達支援利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②児童発達支援利用計画作成の便宜の供与

利用者及びその家族等と計画書に基づき定期的に面接し、経過を把握します。

児童発達支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、児童発達支援利用計画の変更、支給決定の更新申請に必要な援助を行います。

③児童発達支援利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④児童支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が児童支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、児童支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金（契約書第7条参照）

指定児童相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から児童相談支援給付費額に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第7条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、児童相談支援給付費額の対象ではありませんので、実費をいただきます。

○通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

(4)利用者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第7条参照）

前記(2)、及び(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。

(ア)現金払い

(イ)利用者指定口座からの自動振替

(ウ)事業者指定口座への振込

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員について

- (1) サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利

益が生じないよう十分に配慮します。

- (2) 利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。
- (3) サービス提供に関して加算が発生する場合があります。(利用料に関する別紙参照)

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定児童相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 児童発達支援利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧	9時～16時（職員立ち会いを必要とします。） 土・日、祝祭日、国民の休日、及び冬季休暇以外で、 事前にご連絡の上ご利用ください。
----	--

9. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- (1) 保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
- (2) 保険名 社協あんしん保険
- (3) 保障の概要 身体傷害、器物損壊、経済的損失等の補償

10. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお

支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

南あわじ市社会福祉協議会

(担当者) 山 口 勇 樹

電話番号 0799-44-3007

F A X 0799-44-3037

受付時間 月曜日から金曜日(祝日等を除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

○第三者委員氏名

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

○兵庫県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 兵庫県神戸市中央区坂口通 2 丁目 1-1
(兵庫県福祉センター内)

電話番号 078-242-6868

F A X 078-271-1709

受付時間 月曜日から金曜日(祝日等を除く)
午前 10 時～午後 4 時

○南あわじ市市民福祉部福祉課

所在地 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

電話番号 0799-43-5216

F A X 0799-43-5316

受付時間 月曜日から金曜日(祝日等を除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

契約にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

説明場所 兵庫県南あわじ市

説明者氏名 ⑩

事業者 住所 兵庫県南あわじ市広田広田 1064 番地

名称 南あわじ市社会福祉協議会 相談支援事業所

代表者 阿部 昌弘 ⑩

電話 0799 - 44 - 3711

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援の提供開始に同意しました。

ご利用者（または代理人）住所 兵庫県南あわじ市

氏名 ⑩

電話

ご利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆します。

署名代筆者 住所

氏名 ⑩

電話

(ご利用者との関係)

個人情報使用同意書

契約書第9条第3項の規定に基づき、私及びその家族の個人情報については、下記に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 事業者が児童福祉法に関する法令に従い、利用者の児童発達支援利用計画に基づくサービス等を円滑に実施するために行う会議等において使用する場合。
2. 私(利用者)が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合。
3. 事業者が、契約終了によって利用者を他の施設へ紹介する等の援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合。

令和 年 月 日

南あわじ市社会福祉協議会相談支援事業所 御中

利用者 住所 南あわじ市
氏名 ⑩

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆します。

署名代筆者 住所
氏名 ⑩
電話

(ご利用者との関係)